

(写)

2 消安第 4 2 8 2 号
令和 3 年 2 月 1 2 日

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

押印を求める手続等の見直しに伴う肥料関係通知の廃止又は一部改正について

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、各府省は、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされた。このため、肥料行政の実態を踏まえて、現在、事業者等に求めている書類の提出や押印の必要性等について検討を行った結果、以下の通知を下記のとおり廃止し、又は一部改正することとしたので、御了知ありたい。

なお、本通知は令和 3 年 2 月 12 日から施行する。ただし、この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

- ・「専売公社並びに一般法人の肥料登録申請について」（昭和 28 年 3 月 12 日付け 28 農経局第 598 号農林経済局長通知）
- ・「肥料保証票の記載事項の訂正について」（昭和 32 年 8 月 9 日付け 32 農経局第 2022 号農林経済局長通知）
- ・「肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料取締りに関して」（昭和 59 年 4 月 18 日付け 59 農蚕第 1943 号農蚕園芸局長通知）
- ・「今後の肥料検査業務について」（平成 6 年 11 月 10 日付け 6 農蚕第 4714 号農蚕園芸局長通知）
- ・「生産設備の賃借による肥料の生産について」（平成 9 年 2 月 27 日付け 9 農産第 774 号農産園芸局長通知）

- ・「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号生産局長・水産庁長官通知）
- ・「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成 16 年 2 月 26 日付け 15 消安第 6398 号消費・安全局長通知）
- ・「肥料登録証明書、肥料仮登録証明書及び指定配合肥料届出証明書の交付申請について」（平成 18 年 3 月 24 日付け 17 消安第 11390 号消費・安全局長通知）
- ・「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成 22 年 1 月 4 日付け 21 消安第 8798 号消費・安全局長通知）
- ・「肥料の委託生産に係る肥料取締法上の取扱いについて」（平成 30 年 8 月 29 日付け 30 消安第 2703 号消費・安全局長通知）
- ・「肥料を自ら施用する者からの委託を受けて、肥料を配合する行為に係る肥料取締法上の取扱いについて」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6291 号消費・安全局長通知）

記

第 1 次に掲げる通知を廃止する。

1. 「専売公社並びに一般法人の肥料登録申請について」（昭和 28 年 3 月 12 日付け 28 農経局第 598 号農林経済局長通知）
2. 「肥料保証票の記載事項の訂正について」（昭和 32 年 8 月 9 日付け 32 農経局第 2022 号農林経済局長通知）

第 2 「肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料取締りにについて」（昭和 59 年 4 月 18 日付け 59 農蚕第 1943 号農蚕園芸局長通知）等の一部を次のように改正する。

1. 「肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料取締りにについて」（昭和 59 年 4 月 18 日付け 59 農蚕第 1943 号農蚕園芸局長通知）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律の一部改正に伴う今後の肥料取締りにについて

前文中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

- 1 (2) 中「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法

律施行規則」に改める。

7中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

7(1)中「肥料取締法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第19条の2第1項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件」に改める。

8中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

別添1の1(2)イ中「肥料取締法第6条」を「法第6条」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

別添2を次のように改める。

別添2

登録証の様式(日本産業規格A4)

登録証	
氏名又は名称及び住所	
登録番号	
登録年月日	
登録の有効期限	
肥料の種類	
肥料の名称	
保証成分量(%)	
その他の規格	
肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定に基づき上記のとおり登録したことを証する。	
年 月 日	
農林水産大臣 ○ ○ ○ ○	
管理番号000~0	

2. 「今後の肥料検査業務について」(平成6年11月10日付け6農蚕第4714号農蚕園芸局長通知)の一部を次のように改正する。

別記様式中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、「平成」及び「印」を削り、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

3. 「生産設備の賃借による肥料の生産について」(平成9年2月27日付け9農産第774号農産園芸局長通知)の一部を次のように改正する。

本文中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。
別紙様式を次のように改める。

(別紙様式)

生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

今般、別添賃貸借契約書及び見取り図のとおり〇〇所有の〇〇工場の生産設備を賃借し、当社の責任下における適正な管理に基づき、下記により肥料を生産することとしたので、

登録の申請 に先立ちあらかじめ届け出ます。

登録事項変更の届出

なお、別添賃貸借契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

記

1. 生産設備を賃借して生産を行う工場の名称及び所在地
2. 生産設備を賃借して生産する肥料の種類 (指定混合肥料を生産する場合は、肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別を記載すること。)
3. 生産設備を賃借する期間
(年 月～ 年 月)
4. 生産の管理責任者

備考

1. 賃貸借契約書及び見取り図を添付する。
2. 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別については、「肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料 (指定配合肥料)」、「肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料 (指定化成肥料)」、「肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第3号に掲げる普通肥料 (特殊肥料等入り指定混合肥料)」又は「肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第4号に掲げる普通肥料 (土壌改良資材入り指定混合肥料)」のいずれかを記載すること。
3. 記の3について、賃貸借契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、賃貸借の契約が継続している間は賃借する期間の変更の届出は不要とする。
4. 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号生産局長・水産庁長官通知)の一

部を次のように改正する。

別紙2の3(3)②中「、押印の上」を削る。

別紙2の別記様式第1-1号及び別紙2の別記様式第1-2号中「印(※注)」を削り、※注を削る。

別紙2の別記様式第2-1及び別紙2の別記様式2-2号中「印」を削り、「平成〇年」を「〇年」に改める。

別紙2の別記様式第3-1号及び別紙2の別記様式第3-2号中「印(※注)」を削り、※注を削り、「平成〇〇年」を「〇年」に改める。

別紙2の別記様式第4号及び別紙2の別記様式第5号中「印」を削る。

5. 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(平成16年2月26日付け15消安第6398号消費・安全局長通知)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について

通知中「印」を削り、「平成〇〇年」を「〇年」に、「摂取防止剤」を「摂取防止材」に改める。

第1の3(1)ウ中「別紙様式第5号」を「別記様式第5号」に改める。

第4の1中「別紙記載例2」を「管理措置告示第3項による肥料原料供給管理票の記載例」に改める。

第6の8(国内の牛骨を使用する場合)備考2中「農林水産消指令」を「農林水産省指令」に改める。

第6の9(国内原皮を原料とした場合)備考中「肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号」及び「該当なし」を削る。

第7中「牛由来の原料を原料とする指定混合肥料及び窒素全量を保証した普通肥料については、牛への誤用・流用の防止に万全を期す必要があることから、原料の種類に記載において、動物かす粉末類及び骨粉質類については、当該統合表示名称の次に〈 〉を付し、該当するすべての種類を記載するよう努めるものとする。」、「〈蒸製骨粉〉」及び「〈肉かす粉末〉」を削り、備考2を削り、備考1を備考に改める。

(参考)1 普通肥料(汚泥肥料等を除く。)の表示の記載例中「〈蒸製骨粉〉」、「〈肉かす粉末〉」及び「2 〈 〉内は骨粉質類及び動物かす粉末類の内容である。」を削り、「1 窒素全量の量の割合の大きい順である。」を「窒素全量の量の割合の大きい順である。」に、「生産した年月 平成16年2月」を「生産した年月 〇年〇月」に、「この肥料

には、牛等由来たん白質（牛、めん羊又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。」を「この肥料には、牛等由来たん白質（牛、めん羊又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。」に改める。

（参考）2 汚泥肥料等の表示の記載例中「1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。」を「生産に当たって使用された重量の大きい順である。」に、「生産した年月 平成16年2月」を「生産した年月 ○年○月」に改め、「この肥料には、牛等由来たん白質（牛、めん羊又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。」を「この肥料には、牛等由来たん白質（牛、めん羊又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。」に改める。

（参考）3 特殊肥料の品質表示等の記載例中「生産した年月 平成16年2月」を「生産した年月 ○年○月」に改める。

6. 「肥料登録証明書、肥料仮登録証明書及び指定配合肥料届出証明書の交付申請について」（平成18年3月24日付け17消安第11390号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料登録証明書、肥料仮登録証明書及び指定混合肥料届出証明書の交付申請について

別記様式1中「印」を削り、備考5を削る。

別記様式2中「印」を削り、備考3を削る。

7. 「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成22年1月4日付け21消安第8798号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

第1の3中「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第2号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第3号中「印」を削る。

8. 「肥料の委託生産に係る肥料取締法上の取扱いについて」（平成30年8

月 29 日付け 30 消安第 2703 号消費・安全局長通知)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の委託生産に係る肥料の品質の確保等に関する法律上の取扱い
について

前文中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

2 の (2) 中「法第 16 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく指定配合肥料
生産業者届出書」を「法第 16 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づく指定混合
肥料生産業者届出書」に改める。

別紙 1 を次のように改める。

(別紙1)

委託による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

今般、別添委託生産契約書のとおり〇〇所有の〇〇工場で、当社の指図に基づき肥料を生産し、かつ当該肥料の全てを当社に譲渡することを前提に、下記により肥料の委託生産をすることとしたので、あらかじめ届け出ます。

なお、別添委託生産契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

記

1. 委託生産を予定している手続
 - 法第4条第1項又は第2項の規定に基づく登録の申請
 - 法第13条第1項の規定に基づく登録事項変更の申請
 - 法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づく届出
 - 法第16条の2第3項の規定に基づく届出事項変更の届出
2. 委託により生産を行う事業場の名称及び所在地
3. 委託により生産する肥料の種類 (指定混合肥料を生産する場合は、肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別を記載すること。)
4. 委託生産に係る契約期間
(年 月 ~ 年 月)

備考

1. 委託生産契約書 (写) を添付する。
2. 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別については、「肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料 (指定配合肥料)」、「肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料 (指定化成肥料)」、「肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第3号に掲げる普通肥料 (特殊肥料等入り指定混合肥料)」又は「肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第4号に掲げる普通肥料 (土壌改良資材入り指定混合肥料)」のいずれかを記載すること。
3. 記の4について、委託生産契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、委託生産の契約が継続している間は委託生産に係る契約期間の変更の届出は不要とする。

別紙2中「印」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

別紙3中「印」を削る。

9. 「肥料を自ら施用する者からの委託を受けて、肥料を配合する行為に係る肥料取締法上の取扱いについて」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6291 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料を自ら施用する者からの委託を受けて、肥料を配合する行為に係る肥料の品質の確保等に関する法律上の取扱いについて

前文及び別紙 1 様式例中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

別紙 2 様式例中「印」を削る。